

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十五号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例の一部を改正する条例（令和五年十月奈良県条例第九号）の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。